

山梨県公報

第千三百九十一号

平成十五年

六月十六日

月 曜 日

目 次

予防接種の業務の承諾を撤回した医師……………三七九
 保安林の指定の予定(四件)……………三七九
 保安林の指定の解除の予定……………三八〇
 換地計画の決定……………三八一

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三八一
 平成十五年度クリーニング師試験の実施……………三八一
 開発行為に関する工事の完了について……………三八二
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………三八二

告 示

山梨県告示第百三十号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十五年六月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
本名 浩子	都留市つる五丁目一番五十五号 都留市立病院
小林 浩司	北都留郡上野原町上野原三千百九十五番地 上野原町立病院

山梨県告示第百三十一号

山梨県公報 第千三百九十一号 平成十五年六月十六日

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年六月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

西八代郡下野原町大字久保字飛山九五五、九六九、九七〇、熊沢字狐石一二九一から一二九三まで、一二九四の一、一二九四の二、一二九五、一二九六、一二九九(次の図に示す部分に限る。)、切房木字池はた一二五九から二六一まで、字中尾二一六から二一六八まで、字外向山ノ内中尾二六六の乙、字尾畑二二六九、二二七〇、二二七〇の乙、二二七一、二二七一の乙、字茅場二二七二、二二七三、字外向山二二七六の二から二二七六の二二まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び下部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年六月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

西八代郡市川大門町八之尻字前畑二〇九六の二、二〇九六の四、二〇九六の五、字細久保二二一〇の一、二二一〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字前畑二〇九六の二(次の図に示す部分に限る。)、二〇九六の四、二〇九六の五、字細久保二二二〇の一(次の図に示す部分に限る。)、二二二〇の二
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び市川大門町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第千三百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成十五年六月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

都留市小形山字上こずみ一〇三七、一〇三八、一〇五三から一〇六五まで、一〇六九から一〇七一まで、一〇七五、字峯山一〇七四、一〇七六内一、一〇七七から一〇七九まで、一〇八五から一〇三三まで、字尾曾後一五七から一六〇まで、一一五一の一から一一五一の三まで、一一五二から一一五六まで、字前林一二四九、一二五一、一二五二、一二七四、字日向二二八、二二八二の一、二二八二の三、二二八三、二二八五、一三四七、一三四八の一、大月市大月町花咲字藤久保三八三から三八三七まで、三八三九、三八四二から三八五四まで、三八五六から三八六七まで

二 指定の目的

水源のかん養
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第千三百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成十五年六月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

北都留郡上野原町犬目字道沢一三三二から一三三四まで

二 指定の目的

水源のかん養
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第千三百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成十五年六月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

西八代郡六郷町楠甫字安林八六六、字原八八六の二
保安林として指定された目的

- 三 土砂の流出の防備
- 解除の理由
- 指定理由の消滅

山梨県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県管中山間地域総合整備事業（八ヶ岳西部地区鳥久保工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。

平成十五年六月十六日

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年六月十七日から同年七月十四日まで

三 縦覧場所

長坂町役場

四 異議申立期間

平成十五年七月十五日から同年七月二十九日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年六月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日

平成十五年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 芸術文化振興センター

2 代表者の氏名 佐々木啓吉

3 主たる事務所の所在地

大月市富浜町鳥沢二千七百四十二番地

4 定款に記載された目的

この法人は、青少年・シニアを中心に広く一般市民を対象として、芸術・文化およびスポーツの振興のため啓蒙・普及・育成するための支援振興事業を行う。芸術家・文化人・知識人・スポーツ人による小中学生への課外授業などを通じての育成事業、シニア・一般住民に向けての講演会・芸術展示会・音楽会・セミナー教室などを通じての生涯学習事業や、その実施場所である公共施設の活性化のための運営事業などを展開することによって、情操豊かな人間の育成と潤いのある芸術文化の啓蒙・普及を図り、実りある社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十五年五月三十日から同年七月三十日まで

● 平成十五年度クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師の試験を次のとおり実施する。

平成十五年六月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 試験日時

平成十五年十月十五日（水）午前九時三十分

二 試験場所

甲府市朝気二丁目二 山梨県立総合女性センター

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者

四 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) クリーニング師試験を受ける資格を有する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長の認定を受けた者はその認定書の写し）

(四) 写真（出願前六月以内に撮影した手札形（縦十・五センチメートル、横八センチメートル）、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月

日を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を添付し、消印はし

ないこと。）

3 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。
受験願書受付期間

平成十五年八月十八日(月)から同月二十九日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成十五年八月二十九日までの消印のあるものは有効とする。

4 受験願書等の提出先

受験願書等は、営業所の所在地又は住所を所管する保健所に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課(甲府市丸の内二丁目六番一号)に提出すること。

五 試験科目

1 学科試験

(一) 衛生法規に関する知識

(二) 公衆衛生に関する知識

(三) 洗濯物の処理に関する知識

2 実地試験

洗濯物の処理に関する技能

六 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの保健所又は山梨県福祉保健部衛生薬務課(電話〇五五 二二三 一四八八)に問い合わせること。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十五年六月十六日

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
山梨県知事 山 本 栄 彦

中巨摩郡竜王町西八幡字月林三八〇二の三、三八二五の一、三八二五の三及び三八二七の一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡竜王町玉川二百八十番地 有限会社勇プランニング 代表取締役 植松勇

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十五年六月十六日

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
山梨県知事 山 本 栄 彦

中巨摩郡竜王町玉川字中屋二九八の一、二九八の三、二九八の四、二九八の五、二九八の六及び二九八の七

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
水路	

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡竜王町玉川二百八十三番地 水上重徳

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十五年六月十六日

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
山梨県知事 山 本 栄 彦

中巨摩郡竜王町篠原字下新田二九三六の二、二九三六の三、二九四二の二、二九四二の三、二九四七の三、二九四七の四、二九四七の五、二九五〇の一及び二九五〇の二

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡竜王町篠原百七十五番地一 島田利彦

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番